

令和4年10月24日

島根労働局長

宮口真二殿

島根地方最低賃金審議会 会長 富田 眞智子

印

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和4年8月25日付け島労発基0825第7号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

島根県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のと おり改正決定すること。

- 適用する地域 島根県の区域
- 2 適用する使用者

前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業(建設用クレーン製造業を含む。以下同じ。)、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く)(農業用トラクタ製造業を除く。以下同じ。)、縫製機械製造業、包装・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、農業用機械製造業(農業用器具を除く)、縫製機械製造業、包装2・荷造機械製造業、化学機械・同装置製造業、金属加工機械製造業、金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、のボット製造業、事務用機械器具製造業又はサービス用・娯楽用機械器具製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
  - イ 清掃、片付け又は整理の業務
  - ロ 選別、検数、結束又は包装の業務
  - ハ 運転停止中の機械、器具その他の設備の掃除の業務
  - ニ 手作業による運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
  - 1時間 963円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり